

令和5年度 議会改革・広報広聴特別委員会（広聴部会）行政視察報告

〔参加委員(部会員)〕

部会長 大塚雄一
副部会長 吉川友子
部会員 市川稔宣、木内義春、土屋啓子、柳澤潔

1 視察日時 令和6年1月18日（木）

2 視察先及び視察事項

・埼玉県北本市 「議会モニター」について

3 視察概要

(1) 埼玉県北本市 「議会モニター」について

佐久市議会では、現在「議会広報モニター」として、佐久市議会の広報全般についてモニターの皆さんにアンケートにてご意見をいただいている。いただいたご意見に基づき、広報誌「ギカイの窓」を改善しているが、市民の皆さんのご意見を更に議会活動や市政へ反映するために、広報活動のみならず、より広くご意見をいただけるよう「議会モニター」への拡充を検討している。埼玉県北本市では議会モニターを開始し、2年ほど経過していることから、モニターの選定方法や課題などを研修するため、視察先を選んだ。

ア 日時 令和6年1月18日（木）午後1時30分から午後3時

イ 対応 議長、議会事務局長

ウ 内容

北本市議会では市民からの意見を広く聴取し、議会運営に反映させるため「北本市議会モニター」を令和3年4月から開始した。広報や議会ホームページでモニターを公募したところ、定員10人のうち7人が公募のメンバーとなった。その他のメンバーは商工会、農業青年会議所などの団体へ依頼。職務としては、

- ① 本会議や常任委員会を傍聴または録画配信を視聴し、意見を提出。
- ② 市議会が依頼する「特定の事件についての調査」に回答する。
- ③ 年1回の市議会主催「意見交換会」に出席し、議会運営に関する意見を交換する。

資格は、市内在住・在勤・在学する18歳以上の方で、議会運営に深い関心を持つ方。定員は10人、任期は1年（再任可能だが、最大で連続2期まで）謝礼は支給できることとしているが、現在はしていない。

議会モニターの活動は制限せず、自由なペースで取り組んでもらっており、いただいたご意見は、議長・議会運営委員会にて検討し、議会ホームページに掲載している。

導入による効果としては、モニターは随時意見を提出できるため、定期的に行っている「意見交換会」以外の機会でも、市民が議会運営についてどのような意見を持っているか、聞くことが

できる。また、普段は議会と関わりがなかった方が、モニターになることにより議会をより知るきっかけになった。

運営の課題としては、効果的な意見の吸い上げができていないことや、議会報告会での意見交換会との差別化が図れていない。また、モニターに応募してくる方が少なく、定員割れしている。

エ 考察

佐久市議会では、議会運営のみでなく、政策提言につながるような意見交換のできる議会モニターを導入したいと考えていたため、北本市議会ではまた違った視点でモニター制度を導入していることがわかった。議会運営に関する意見のみであると北本市議会のような課題に直面することが推測される。佐久市議会では、どのような目的で、どのような意見を市民の方々からいただきたいのか、より詳しく協議していく必要があることがわかり、4月からの導入は時期尚早という結論を出すことができた。今後、他自治体の視察を含め、さらに研究していきたい。



北本市議会での様子